

窓口開設時間の短縮の試行について

手続のオンライン化の進展

「滋賀県DX推進戦略」において、個々の手続をデジタルで完結できる「デジタルファースト」の実現を掲げ、窓口に出向くことなくパソコンやスマホで手続が行えるよう、手続のオンライン化を進めているところ。

●令和6年度末までにオンライン化見込みの業務・・・約6割(2,300業務/3,890業務)

一方で、窓口の現場では下記のような課題がある。

課題

現状、勤務時間＝窓口時間となっており、窓口業務の開始前や終了後に必要な事務は時間外に実施しなければならない状況

- 必要な準備時間等を十分確保することが困難
(システムの立ち上げや情報共有のためのミーティング実施、記録の当日中の取りまとめ等)
- 時間外勤務を前提とした業務遂行は、職員の働き方の面から改善が必要

このため、以下のとおり、窓口開設時間の短縮を試行する。

原則として、窓口開設時間を**9時～17時**とする。

※ ただし、これによりがたい所属についてはこの限りでない。(添付資料のとおり)

※ また、公の施設や、選挙など法令等で定められている手続きについては、この限りでない。

- ✓ 令和6年1月4日～6月頃まで試行実施 (資料提供、県HPにおいて周知)
- ✓ 課題等を検討のうえ、令和6年度中の本格実施を目指す。